十八　申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し

十九　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

二十　申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

二十一　（略）

5　（略）

（変更の届出）

第六条の二十四の九　法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第七条第五項第四号リに規定する法定代理人

二～八　（略）

2　（略）

3　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三～五　（略）

4・5　（略）

（一体的処理の認定の申請）

第八条の三十八の五　（略）

2・3　（略）

4　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三　（略）

四　第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

ホ　法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。ヘ及びトにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ヘ　役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ト　令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

五～十　（略）

5　（略）

十八　申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十九　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

二十　申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二十一　（略）

5　（略）

（変更の届出）

第六条の二十四の九　法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

二～八　（略）

2　（略）

3　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三～五　（略）

4・5　（略）

（一体的処理の認定の申請）

第八条の三十八の五　（略）

2・3　（略）

4　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三　（略）

四　第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

ホ　法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ヘ　役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ト　令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

五～十　（略）

5　（略）